

# 岐阜県公報

## 目次

### 規則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課)

ページ

号外(八) 令和二年四月一日

## 規則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

### 岐阜県規則第五十七号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

- 目次中「第二十二款 木工芸術スクール(第百十五條―第百十七條)」を「第二十二款 木工芸術スクール(第百十五條―第百十七條)」
- 「第二十二款の二 岐阜県障がい者総合就労支援センター(第百十七條の二・第百十七條の三)」
- 「第二十二款の三 岐阜県立障がい者職業能力開発校(第百十七條の四―第百十七條の六)」
- 「第二十四款 岐阜県旅券センター(第百二十條・第百二十一條)」
- 「第二十五款 削除」
- 「第二十四款 岐阜関ヶ原古戦場記念館(第百二十條・第百二十一條)」
- 「第二十五款 岐阜県旅券センター(第百二十二條―第百二十五條)」
- 「第二十八款 岐阜県立森林文化アカデミー(第百三十一條・第百三十二條)」
- 「第二十八款 岐阜県立森林文化アカデミー(第百三十一條・第百三十二條)」
- 「第二十八款の二 ぎふ木遊館(第百三十二條の二・第百三十二條の三)」

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる  
ときは翌日)

令和二年四月一日

第四条第一項の表秘書課の項中「政策係」を削り、同表広報課の項中「企画報道係、メディア係」を「報道係、広報コンテンツ係、県政広報係」に改める。  
 第五条第一項の表管財課の項の次に次のように加える。

県庁舎開設準備課

管理・事業調整係、開設準備係

第五条第一項の表県庁舎建設課の項中「管理・事業調整係、開設準備係、建築第一係、建築第二係」を「管理調整係、建設第一係、建設第二係、建設第三係」に改め、同条第二項の表行政管理課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 内部統制に関すること。

第五条第二項の表行政管理課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 県行政と密接な関連のある公社等の運営等に係る総合調整に関すること。

第五条第二項の表行政管理課の項中第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同表管財課の項の次に次のように加える。

県庁舎開設準備課

一 県庁舎の開設準備に関すること。

第五条第二項の表県庁舎建設課の項第一号中「再整備」を「設計及び工事」に改め、同表総務事務センターの項第二号中「限る。」の下に「及び費用弁償」を加える。

第六条第一項の表地域スポーツ課の項中「施設整備係、施設管理係」を「スポーツ企画係、スポーツ施設係」に、「冬季国体推進係」を「冬季国体総務係、冬季国体運営係」に改め、同表ねりんピック推進事務局の項中「交流大会事業係」を「会場管理係、交流大会係、文化・福祉事業係」に改め、同条第二項の表清流の国づくり政策課の項中第十七号を第十八号とし、第十号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 SDGsの推進に関すること。

第六条第二項の表地域スポーツ課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 清流の国づくり政策課に本庁課内室として地方創生室を置き、同室の事務を分掌さ

せるため、同室に地方創生係及び政策連携係を置く。

4 前項の地方創生室の分掌事務は、第二項の表清流の国づくり政策課の項第八号から第十五号までに掲げる事務とする。

第六条の二第二項の表消防課の項中「管理調整係」の下に「企画係」を加える。  
 第七条第一項の表環境企画課の項中「環境教育係」を削り、同表廃棄物対策課の項中「総合対策係」を「資源循環推進係」に改め、同条第二項の表環境管理課の項に次の一号を加える。

十 岐阜県気候変動適応センターに関すること。

第八条第一項の表地域福祉課の項中「管理調整係」を「管理援護係」に、「社会援護係」を「生活支援係」に改め、同表子ども家庭課の項中「児童養護係」を「児童養護第一係、児童養護第二係」に改め、同条第二項の表生活衛生課の項中第二十二号を第二十三号とし、第三号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 農林水産物又は食品の輸出に係る食品安全の認証等に関すること。

第八条第二項の表業務水道課の項第三号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同表子ども家庭課の項第一号中「第十号及び第十一号において同じ」を削り、同項第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十号中「こと」の下に「(子育て支援課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同項第九号とし、同項第十一号中「こと」の下に「(子育て支援課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同項第十号とし、同項第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、同条第六項の表食品安全推進室の項中「第十五号から第二十号」を「第十六号から第二十一号」に改める。

第九条第一項の表商業・金融課の項中「管理・高度化係」を「管理調整係、高度化係」に改め、同表労働雇用課の項中「労働企画係」の下に「就職氷河期世代支援係」を、「人材育成係」の下に「障がい者就労係」を加え、同表産業技術課の項中「研究所整備推進係」を削り、同表地域産業課の項中「県産品振興係」を「伝統産業振興係」に改め、同項の次に次のように加える。

県産品流通支援課

管理調整係、県産品振興係、国内展開係、海外展開係

第九条第一項の表関ヶ原古戦場整備推進課の項中「、開館準備係」を削り、同表海外戦略推進課の項中「、海外展開係」を削り、同条第二項の表労働雇用課の項第八号中「及び木工芸術スクール」を「、木工芸術スクール及び障がい者職業能力開発校」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 就職氷河期世代の支援に関する事。

第九条第二項の表労働雇用課の項に次の一号を加える。

十 障がい者総合就労支援センターに関する事。

第九条第二項の表企業誘致課の項第二号中「及び指導」を削り、同表産業技術課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同表地域産業課の項第一号中「。第四号及び第六号において同じ」を削り、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを削り、第九号を第三号とし、第十号を第四号とし、同項の次に次のように加える。

県産品流通支援課	
一 県産品の販路開拓及び流通支援に関する事。	一 県産品の販路開拓及び流通支援に関する事。
二 県産品のブランド化及び商品開発に関する事。	二 県産品のブランド化及び商品開発に関する事。
三 県産品の海外販路開拓支援に関する事。	三 県産品の海外販路開拓支援に関する事。
四 アクティブGに関する事。	四 アクティブGに関する事。

第九条第二項の表関ヶ原古戦場整備推進課の項に次の一号を加える。

二 岐阜関ヶ原古戦場記念館に関する事。

第九条第二項の表海外戦略推進課の項第四号中「。次号において同じ」を削り、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第五項の表労働雇用課の部及び地域産業課の部を削り、同条第六項の表障がい者就労支援室の項を削り、同表IT利用促進室の項中「第二項の表産業技術課の項第十一号から第十六号」を「第二項の表産業技術課の項第十号から第十五号」に改め、同表地方大学・地域産業創生推進室の項中「第二項の表産業技術課の項第十七号」を「第二項の表産業技術課の項第十六号」に改め、同表県産品流通支援室の項を削る。

第十条第一項の表農地整備課の項中「、農地防災係」を削り、同条第三項の表家畜伝染病対策課の部野生いのしし対策室の項中「捕獲・調査係」を「企画調査係、捕獲対策係」に改め、同表に次のように加える。

農地整備課	農地防災対策室	農地防災係、ため池防災係
-------	---------	--------------

第十条第四項の表に次のように加える。

農地防災対策室	第二項の表農地整備課の項第十号に掲げる事務
---------	-----------------------

第十一条第一項の表恵みの森づくり推進課の項中「担い手育成係」を「木育推進係」に改め、同表森林整備課の項中「、森林経営係」を削り、同条第二項の表恵みの森づくり推進課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、同項に次の二号を加える。

六 森林空間の総合的な利用に関する事。

七 ぎふ木遊館に関する事。

第十一条第二項の表森林整備課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 林業種苗及び林木育種に関する事。

第十一条第二項の表森林整備課の項第九号を削り、同項第八号中「こと」の下に「(他の所掌に属するものを除く。)」を加え、同号を同項第九号とし、同項第七号を削り、同項第六号中「。次号及び第八号において同じ」を削り、同号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六 森林技術者等の確保及び育成に関する事。

七 スマート林業の推進に関する事(他の所掌に属するものを除く。)

第十一条第二項の表森林整備課の項に次の一号を加える。

十 森林経営計画に関する事(他の所掌に属するものを除く。)

第十一条第三項の表恵みの森づくり推進課の項を次のように改める。

森林整備課	林業経営改革室	スマート林業推進係、担い手企画係
-------	---------	------------------

第十一条第四項の表木育推進室の項を次のように改める。

林業経営改革室	第二項の表森林整備課の項第六号から第十号までに
---------	-------------------------

掲げる事務

第十三条第一項の表都市整備課の項中「市街地整備係」の下に、「鉄道高架推進係」を加え、同表下水道課の項中「経営係」を削り、同条第二項の表下水道課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第十八条第一項中「林政部及び都市建築部」を「及び林政部」に、「四人」を「三人」に改め、同条第二項中「環境生活部、健康福祉部」を削り、「林政部及び都市建築部」を「及び林政部」に改め、「危機管理部」の下に「環境生活部及び農政部」を加え、「及び農政部」に置かれる次長のうち二人を削る。

第十八条の三中「各一人」を「二人(都市公園整備局にあつては、二人)」に改める。  
第二十条の二第一項中「二人」を「三人」に改め、同条第二項中「内部管理事務」の下に「及び企画・広報県民運動その他特に命ぜられた事務」を加え、「他の一人」を「一人」に、「式典・運営調整」を「式典・会場管理」に、「それぞれ」を「一人は上司の命を受け、交流大会、事業の運営その他特に命ぜられた事務を、それぞれ」に改める。  
第二十三条中「秘書政策審議監」を「秘書広報総括監」に改める。

第二十四条の表清流の国推進部の部次長(スポーツ担当)の項中「事務」の下に「について、各部等との総合的な調整を行い、これ」を加え、同表林政部の部次長(木育推進担当)の項を削る。  
第二十六条第一項の表管財課の部の次に次のように加える。

県庁舎開設準備課	県庁舎開設調整監	一人	上司の命を受け、県庁舎の開設準備に係る調整その他特に命ぜられた事務を処理する。
----------	----------	----	---

第二十六条第二項の表県庁舎建設課の部を削り、同表総務事務センターの部の次に次のように加える。

地方創生室	SDGs推進監	一人	上司の命を受け、SDGsの推進その他特に命ぜられた事務を処理する。
-------	---------	----	-----------------------------------

第二十六条第一項の表ねりんピック推進事務局の部ねりんピック推進事務局総括監の項中「一人」を「二人」に改め、同部学校連携企画監の項の次に次のように加える。

地域調整監	七人	上司の命を受け、全国健康福祉祭の圏域別の市町村連携関係の調整その他特に命ぜられた事務を処理する。
-------	----	--

第二十六条第一項の表防災課の部防災航空センター長の項の次に次のように加える。

防災航空センター管理監	一人	上司の命を受け、防災航空センター長を補佐し、労務管理その他特に命ぜられた事務を処理する。
-------------	----	--

第二十六条第一項の表防災課の部航空管理監の項の次に次のように加える。

整備管理監	一人	上司の命を受け、防災ヘリコプターの整備に関し特に命ぜられた事務を処理する。
-------	----	---------------------------------------

第二十六条第一項の表廃棄物対策課の部不法投棄監視監の項の前に次のように加える。

資源循環推進監	一人	上司の命を受け、資源の循環利用の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。
---------	----	--------------------------------------

第二十六条第一項の表県民生活課の部に次のように加える。

交通安全対策監	一人	上司の命を受け、交通安全事業の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。
---------	----	-------------------------------------

<p>第二十六条第一項の表保健医療課の部に次のように加える。</p> <table border="1"> <tr> <td>こころの健康推進監</td> <td>一人</td> <td>上司の命を受け、精神保健福祉対策その他特に命ぜられた事務を処理する。</td> </tr> </table>	こころの健康推進監	一人	上司の命を受け、精神保健福祉対策その他特に命ぜられた事務を処理する。	<p>第二十六条第一項の表高齢福祉課の部介護事業者指導監の項の前に次のように加える。</p> <table border="1"> <tr> <td>高齢者生きがいづくり推進監</td> <td>一人</td> <td>上司の命を受け、高齢者の生きがいづくりその他特に命ぜられた事務を処理する。</td> </tr> </table>	高齢者生きがいづくり推進監	一人	上司の命を受け、高齢者の生きがいづくりその他特に命ぜられた事務を処理する。	<p>第二十六条第一項の表障害福祉課の部に次のように加える。</p> <table border="1"> <tr> <td>事業所指導監</td> <td>一人</td> <td>上司の命を受け、障害福祉サービス事業所等の指導及び監督その他特に命ぜられた事務を処理する。</td> </tr> </table>	事業所指導監	一人	上司の命を受け、障害福祉サービス事業所等の指導及び監督その他特に命ぜられた事務を処理する。	<p>第二十六条第一項の表地域産業課の部東京オリンピックピック・パラリンピック県産品活用促進対策監の項を次のように改める。</p> <table border="1"> <tr> <td>地域産業推進監</td> <td>一人</td> <td>上司の命を受け、地域産業の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。</td> </tr> </table>	地域産業推進監	一人	上司の命を受け、地域産業の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。	<p>第二十六条第一項の表地域産業課の部の次に次のように加える。</p> <table border="1"> <tr> <td>県産品流通支援課</td> <td>東京オリンピックピック・パラリンピック県産品活用促進対策監</td> <td>一人</td> <td>上司の命を受け、東京オリンピックピック・パラリンピック競技大会を契機とした県産品の活用促進その他特に命ぜられた事務を処理する。</td> </tr> </table>	県産品流通支援課	東京オリンピックピック・パラリンピック県産品活用促進対策監	一人	上司の命を受け、東京オリンピックピック・パラリンピック競技大会を契機とした県産品の活用促進その他特に命ぜられた事務を処理する。
こころの健康推進監	一人	上司の命を受け、精神保健福祉対策その他特に命ぜられた事務を処理する。																		
高齢者生きがいづくり推進監	一人	上司の命を受け、高齢者の生きがいづくりその他特に命ぜられた事務を処理する。																		
事業所指導監	一人	上司の命を受け、障害福祉サービス事業所等の指導及び監督その他特に命ぜられた事務を処理する。																		
地域産業推進監	一人	上司の命を受け、地域産業の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。																		
県産品流通支援課	東京オリンピックピック・パラリンピック県産品活用促進対策監	一人	上司の命を受け、東京オリンピックピック・パラリンピック競技大会を契機とした県産品の活用促進その他特に命ぜられた事務を処理する。																	
<p>第二十六条第一項の表関ヶ原古戦場整備推進課の部を削り、同表家畜防疫対策課の部に次のように加える。</p> <table border="1"> <tr> <td>販路開拓推進監</td> <td>一人</td> <td>上司の命を受け、県産品の販路開拓の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。</td> </tr> </table>	販路開拓推進監	一人	上司の命を受け、県産品の販路開拓の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。	<p>第二十六条第一項の表関ヶ原古戦場整備推進課の部を削り、同表家畜防疫対策課の部に次のように加える。</p> <table border="1"> <tr> <td>家畜伝染病対策課</td> <td>C S F 対策・養豚業再生支援センター長</td> <td>一人</td> <td>上司の命を受け、C S F 対策・養豚業再生支援センターの運営その他特に命ぜられた事務を処理する。</td> </tr> </table>	家畜伝染病対策課	C S F 対策・養豚業再生支援センター長	一人	上司の命を受け、C S F 対策・養豚業再生支援センターの運営その他特に命ぜられた事務を処理する。	<p>第二十六条第一項の表森林政課の部検査監の項中「十四人」を「十五人」に改め、同部の次に次のように加える。</p> <table border="1"> <tr> <td>野生いのしし対策室</td> <td>野生いのしし対策企画監</td> <td>一人</td> <td>上司の命を受け、野生いのしし対策その他特に命ぜられた事務を処理する。</td> </tr> </table>	野生いのしし対策室	野生いのしし対策企画監	一人	上司の命を受け、野生いのしし対策その他特に命ぜられた事務を処理する。	<p>第二十六条第一項の表森林整備課の部を削り、同表下水道課の部流域下水道経営企画監の項中「への地方公営企業法の適用の準備及び調整」を「の調整」に改め、同条第二項中「救急支援監」の下に「資源循環推進監」を加え、「介護事業者指導監」を「高齢者生きがいづくり推進監」に改め、「施設整備企画監、インバウンド推進監」を削る。</p> <table border="1"> <tr> <td>恵みの森づくり推進課</td> <td>ぎふ木育推進監</td> <td>一人</td> <td>上司の命を受け、木育の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。</td> </tr> </table>	恵みの森づくり推進課	ぎふ木育推進監	一人	上司の命を受け、木育の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。	<p>第三十条の表観光企画課の部の次に次のように加える。</p>	
販路開拓推進監	一人	上司の命を受け、県産品の販路開拓の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。																		
家畜伝染病対策課	C S F 対策・養豚業再生支援センター長	一人	上司の命を受け、C S F 対策・養豚業再生支援センターの運営その他特に命ぜられた事務を処理する。																	
野生いのしし対策室	野生いのしし対策企画監	一人	上司の命を受け、野生いのしし対策その他特に命ぜられた事務を処理する。																	
恵みの森づくり推進課	ぎふ木育推進監	一人	上司の命を受け、木育の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。																	



関ヶ原古戦場 整備推進課	岐阜関ヶ原古戦場 記念館協議会	岐阜関ヶ原古戦場記念館条例(令和元年岐 阜県条例第二十四号)の規定によりその権 限に属させられた事項に関する事務
-----------------	--------------------	--

第三十条の表恵みの森づくり推進課の部岐阜県林業士認定審査会の項を削り、同部の次に次のように加える。

森林整備課	岐阜県林業士認定 審査会	岐阜県附属機関設置条例の規定によりその 権限に属させられた事項に関する事務
-------	-----------------	--

第四十条の表二の項中第二十三号を第二十四号とし、第十七号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十六号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同号を同項第十七号とし、同項中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

13 農林水産物又は食品の輸出に係る食品安全の認証等に関すること。

第四十一条の表一の部家庭支援課の項中「家庭支援第二係」の下に、「家庭支援第三係」を加え、同部判定課の項中「判定係」を「判定第一係、判定第二係」に改め、同表二の部中「岐阜県中濃子ども相談センター及び岐阜県東濃子ども相談センター」を「及び岐阜県中濃子ども相談センター」に改め、同部家庭支援課の項中「家庭支援係」を「家庭支援第一係、家庭支援第二係」に改め、同表中三の部を四の部とし、二の部の次に次のように加える。

三 岐阜県東濃子 ども相談センタ ー	
総務課	管理調整係
家庭支援課	家庭支援係、判定係

第四十四条の表十の部林業課の項中「林道係」を削る。  
第四十七条の表二の部保健衛生課の項中「管理調整係」を削り、同項の前に次のように加える。

総務課	管理調整係
-----	-------

第四十七条の表三の部保健衛生課の項中「管理調整係」を削り、「生産衛生係」の下に「病性鑑定係」を加え、同項の前に次のように加える。

総務課	管理調整係
-----	-------

第四十八条の表総務課の項第二号中「及び市町村課」を「(岐阜県中央家畜保健衛生所)にあっては、市町村課を含む。」に改め、同表保健衛生課の項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号から第十号までを三号ずつ繰り上げ、同項第十一号中「第四号から前号まで」を「前各号」に改め、同号を同項第八号とする。

第五十条の表四の部用地課の項中「用地係」を「用地第一係、用地第二係」に改める。  
第五十六条第一項中「及び畜産研究所」を「畜産研究所及び水産研究所」に改め、同条第二項中「水産研究所」を削り、「産業技術センター等」を「食品科学研究所等」に改める。

第八十九条第四項を次のように改める。

4 わかあゆ学園に次の表の上欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	係
総務課	管理調整係
指導課	指導係

第八十九条第五項を削る。

第九十条第二項を次のように改める。

2 前条第四項に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

課	分 掌 事 務
総務課	1 園内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること

部	分 掌 事 務	一 総務部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 センター内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。</li> <li>2 県有財産及び物品の管理に関すること。</li> <li>3 センターに入居する機関との調整に関すること。</li> <li>4 障がい者の就労相談に関すること。</li> </ol>
---	---------	-------	---

第九十条第三項を削る。  
 第九十六条の表二の項に次の一号を加える。  
 5 農林水産物又は食品の輸出に係る食品安全の認証等に関すること。  
 第九十六条の表四の項に次の一号を加える。  
 11 農林水産物又は食品の輸出に係る食品安全の認証等に関すること。  
 第四章第三節第二十二款の次に次の二款を加える。  
 第二十二款の二 岐阜県障がい者総合就労支援センター  
 (設置)  
 第一百十七条の二 障がい者の就労相談、職業紹介、就労定着支援等を行うため、岐阜市に岐阜県障がい者総合就労支援センターを設置する。  
 2 障がい者総合就労支援センターに総務部を置き、同部の事務を分掌させるため、総務係を置く。  
 (部の分掌事務)  
 第一百十七条の三 前条第二項に規定する部の分掌事務は、次の表のとおりとする。

二 指導課	<ol style="list-style-type: none"> <li>2 県有財産及び物品の管理に関すること。</li> </ol>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 要自立支援児童の教育及び保護に関すること。</li> <li>2 要自立支援児童の環境衛生に関すること。</li> <li>3 要自立支援児童の生活指導に関すること。</li> <li>4 要自立支援児童の職業指導に関すること。</li> <li>5 退所児童の自立に向けた支援に関すること。</li> </ol>	

部	分 掌 事 務	一 総務部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 校内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。</li> </ol>
---	---------	-------	--

第三 前項に定めるもののほか、第一項の総務部に総務係を置く。  
 (部の分掌事務)  
 第一百十七条の六 前条に規定する部の分掌事務は、次の表のとおりとする。

科	係	基礎実務科	基礎実務係
OAビジネス科	OAビジネス係	ウェブデザイン科	ウェブデザイン係

第二十二款の三 岐阜県立障がい者職業能力開発校  
 (所掌事務)  
 第一百十七条の四 岐阜県立障がい者職業能力開発校条例(平成三十一年岐阜県条例第二十号)第一条に規定する岐阜県立障がい者職業能力開発校の所掌事務は、職業能力開発促進法第十五条の七に規定する事務とする。  
 (部等の設置)  
 第一百十七条の五 障がい者職業能力開発校に総務部及び訓練部を置く。  
 2 前項の訓練部に次の表の上欄に掲げる科を置き、当該科の事務を分掌させるため、当該科にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

<ol style="list-style-type: none"> <li>5 障がい者の職業紹介に関すること。</li> <li>6 障がい者の就労定着支援に関すること。</li> <li>7 前各号に掲げるもののほか、障がい者の一般就労の促進に関すること。</li> </ol>
--

<p>総務課</p>	<p>課</p>	<p>係</p>	<p>総務係</p>	<p>第四章第三節第二十五款の款名を削る。      第二百二十二条及び第二百二十三条を削り、第二百二十四条及び第二百二十五条を次のように改める。      第二百二十四条及び第二百二十五条 削除      第二百二十一条を第二百二十三条とし、第二百二十条第二項中「管理調整係及び旅券係」を「管理旅券係」に改め、同条を第二百二十二条とする。      第四章第三節中第二十四款を第二十五款とし、第二十三款の次に次の一款を加える。      第二十四款 岐阜関ヶ原古戦場記念館      (課及び係の設置)      第二百二十条 岐阜関ヶ原古戦場記念館条例第一条に規定する岐阜関ヶ原古戦場記念館に次の表の上欄に掲げる課を置き、当該課の事務を分掌させるため、当該課にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。</p>	<p>二 訓練部</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 訓練の実施計画に関すること。</li> <li>2 普通職業訓練に関すること。</li> <li>3 訓練生の募集及び入校選考に関すること。</li> <li>4 入校、退校、修了その他訓練生に関すること。</li> <li>5 校内の教室、実習室及び訓練機器の運用に関すること。</li> <li>6 訓練生の就職支援及び進路指導に関すること。</li> <li>7 寄宿舎の運用に関すること。</li> <li>8 生産物の売却その他の処分に関すること。</li> <li>9 前各号に掲げるもののほか、訓練生の職業能力の開発に関すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>2 県有財産及び物品の管理に関すること。</li> <li>3 前二号に掲げるもののほか、訓練部の分掌に属さない事務に関すること。</li> </ol>				
<p>第二百二十八条の表一の項中第三号を削り、第四号を第三号とする。      第二百三十条に次の一項を加える。</p>				<p>二 企画課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 記念館の総合的な企画立案及び調整に関すること。</li> <li>2 記念館の資料等の収集、保管及び展示に関すること。</li> <li>3 記念館の資料等の学術的な調査研究に関すること。</li> <li>4 他の博物館、教育機関、団体等との連絡及び協力に関すること。</li> <li>5 記念館の資料等の利用の助言、指導及び普及に関すること。</li> <li>6 記念館の資料等に関する解説書、目録、図録、年報及び調査研究の報告書等の刊行に関すること。</li> <li>7 前各号に掲げるもののほか、記念館の事業に関すること。</li> </ol>	<p>一 総務課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 館内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。</li> <li>2 県有財産及び物品の管理に関すること。</li> <li>3 記念館の資料等の管理(企画課の分掌に属するものを除く。)に関すること。</li> <li>4 岐阜関ヶ原古戦場記念館協議会に関すること。</li> <li>5 前各号に掲げるもののほか、企画課の分掌に属さない事務に関すること。</li> </ol>	<p>課</p>	<p>分 掌 事 務</p>	<p>企画課</p>	<p>企画連携係、学芸係</p>

第二百二十一条 前条に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。  
 (課の分掌事務)



2 前項に定めるもののほか、国際園芸アカデミーにおいて処理する事務は、次のとおりとする。

- 一 校内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。
- 二 県有財産及び物品の管理に関すること。

第百三十一条第一項中「事務局」の下に「及び森林総合教育センター」を加え、同条第二項の表森林技術開発・支援センターの項中「技術普及係」の下に「、スマート林業推進係」を加え、同表森林総合教育課の項を削り、同条に次の一項を加える。

3 第一項の森林総合教育センターに森林総合教育課を置き、同課の事務を分掌させるため、研修係を置く。

第百三十二条中「前条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第四章第三節第二十八款の次に次の一款を加える。

第二十八款の二 ぎふ木遊館

(課及び係の設置)

第百三十二条の二 ぎふ木遊館条例(令和二年岐阜県条例第二十二号)第一条に規定するぎふ木遊館に総務企画課を置き、同課の事務を分掌させるため、管理調整係及び企画運営係を置く。

(課の分掌事務)

第百三十二条の三 前条に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

課	分 掌 事 務
一 総務企画課	1 館内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。 2 県有財産及び物品の管理に関すること。 3 木育の体験に関すること。 4 木育プログラムの開発及び実践に関すること。 5 木育に係る展示に関すること。 6 木育に係る助言、指導及び普及に関すること。 7 木育に係る教育機関、福祉施設、団体等との連絡及び協力に関すること。 8 市町村等の木育に係る取組の支援に関すること。

9 前各号に掲げるもののほか、ぎふ木遊館の事業に関すること。

第百四十九条の表一の項第二号中「県有財産及び物品の管理」を「資産(他課の所掌に属するものを除く。の取得、管理及び処分」に改める。

第百五十四条の表用地課の項中「、用地第四係」を削る。

第百五十七条第一項の表一の項中「五の項」を「四の項」に改め、同表二の項中「女性相談センター」の下に「、障がい者総合就労支援センター」を加え、同表中三の項を削り、四の項を三の項とし、五の項を四の項とする。

第百六十条の表中十二の項を削り、十一の項を十二の項とし、三の項から十の項までを一項ずつ繰り下げ、二の項の次に次のように加える。

三 中央子ども相談センター	副所長二人
---------------	-------

第百六十条の表中十七の項を二十二の項とし、十六の項を二十一の項とし、同項の前に次のように加える。

二十 ぎふ木遊館	副館長
----------	-----

第百六十条の表中十五の項を十九の項とし、十四の項を十八の項とし、十三の項を十七の項とし、同項の前に次のように加える。

十三 女性相談センター	副所長
十四 障がい者総合就労支援センター	副所長
十五 障がい者職業能力開発校	副校長

十六 岐阜関ヶ原古 戦場記念館	副館長
--------------------	-----

第百六十六条及び第百六十七条を削り、第百六十五条を第百六十七条とし、第百六十四条の次に次の二条を加える。

第百六十五条 障がい者総合就労支援センターの総務部に総務部長を置く。

2 前項に規定する総務部長は、上司の命を受け、総務部に属する事務を掌理する。

第百六十六条 次の表の組織の欄に掲げる障がい者職業能力開発校の組織に、それぞれ同表の職の欄に掲げる職を置く。

組 織	職
一 総務部	総務部長
二 訓練部	訓練部長
三 基礎実務科、O A ビ ジネス科及びウエブデ ザイン科	科長

2 前項に規定する総務部長、訓練部長及び科長は、それぞれ上司の命を受け、それぞれの組織に属する事務を掌理する。

3 第一項に規定する訓練部長の事務を補佐させるため、訓練部に次長一人を置く。

第百六十八条第一項の表に次のように加える。

三 森林総合教育センター	森林総合教育センター長
--------------	-------------

第百六十八条第二項中「及び森林技術開発・支援センター長」を、「森林技術開発・支援センター長及び森林総合教育センター長」に、「事務局又は森林技術開発・支援センター」を「それぞれの組織」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 国際園芸アカデミーの令和元年度予算の執行及び会計事務については、改正後の第百三十条第二項の規定にかかわらず、農業大学校総務課の分掌事務とする。

令和二年四月一日発行

発行者 岐 阜 県

発行所 岐阜市数田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社